

令和2年8月6日

No.0038



ロータリーは機会の扉を開く

Rotary Opens Opportunities

2020-2021年度RI会長

Holger Knaack

## プログラム

## 「ガバナー公式訪問」

高瀬 英夫 ガバナー

今月は会員増強・新クラブ結成推進月間です。

## ※ 会長の時間・・・

## 委員会報告

「出席・ソング」 本日のソングは「君が代」「四つのテスト」です。  
当番: 篠田・樋口

「親睦活動」 おめでとうございます。  
当番: 野木  
誕生日 8月9日 岡田良平会員、下川明秀会員  
※9月24日(木)17時30分から月見寄席を予定しております。  
寄席は1時間程度の予定で、食事はテラスでお弁当の予定です。  
出欠表を回覧いたします。

「記録・広報・雑誌」 本日「ロータリーの友8月号」「ガバナー月信No. 2」をお配りいたします。

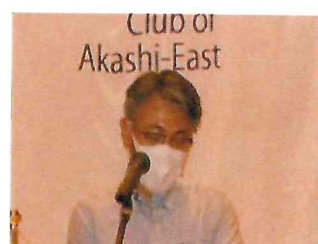
「職業分類・会員増強」 「新会員見込リスト」は事務局に提出してください。

「社会奉仕」 令和2年7月豪雨被害支援へのご協力を先週に引き続きよろしくお願いいたします。募金箱を回します。

「グリークラブ」 泉由香先生に「コロナ休暇御見舞」をお渡しいたします。

「S A A」 今月の席順は「四大奉仕委員会別」にいたします。

「前週プログラム」 「友愛の日」「青少年奉仕・国際奉仕・親睦活動委員長活動方針」  
藪田亘康青少年奉仕委員長、松田洋子国際奉仕委員長  
吉元進親睦活動委員長



明石は子午線の町です。時間を守りましょう

例会日 毎木曜日 18:00~19:00  
例会場 シーサイドホテル舞子ビル神戸  
神戸市垂水区舞子町18-11  
TEL (078)706-3711

事務局 神戸市垂水区東舞子町18-11  
シーサイドホテル舞子ビル神戸361号室  
TEL (078)708-7674  
FAX (078)708-7675  
E-mail: akashihigashi-rc@cap.ocn.ne.jp



## 友愛の灯

## 苦悩する「決議23-34」

2020年7月18日 多胡 健吾

「決議23-34」は「ロータリーの目的」と共に、我々ロータリアンの心の支えとなっています。現在は「社会奉仕に関する1923年の声明（以下、声明1923）」として、手続要覧の冒頭に掲載されていますが、一部を除きほぼ原文に近いものです。

特にロータリーは基本的には、一つの人生哲学であり、利己と利他との感情の間に存在する矛盾を和らげようとするものである。……の一句は心に響きます。

その成立の経緯を簡単に振り返ると、1922年の国際大会においてオハイオ州エリリア・ロータリークラブ（RC）など三RCが提出した、「本年次大会は身体障害者に対してRCとして支援することを推奨する（We serve）」との決議がなされました。ところがこれが、はからずもロータリーの本質にかかわる問題として大激論の火種となり、ロータリーがあわや空中分解寸前の状態になりました。

反論の主な論旨は、「ロータリーは個人奉仕(I serve)が主体で、クラブとしてこのような問題に直接関与すべきではない。各RCは夫々独立の存在で完全自治権をもっている。そのクラブ活動に対し、他からあれこれ指図されるいわれはない。」でした。

この大論争に決着をつけたのが、1923年、セントルイス国際大会で決議された「決議23-34」でした。これはテネシー州ナッシュビル・RCが提出したものです。

しかし、その後「決議23-34」は数奇な経緯を経て、今只ならぬ手傷を負っています。

1984年版手続要覧から、突然「決議23-34」が削除され、驚きました。時はあたかも、1978年3H運動（保険、飢餓追放、人間性尊重）、1985年ポリオプラス運動を国際ロータリー（RI）が提示し、各RCやロータリアンに寄付を要請した時期に合致します。それまでは、ロータリーの国際的な仕事は、世界有数の国際奨学金制度や、世界社会奉仕（異なる国のRCや地区どうしが、協力して社会奉仕をする）が主流でクラブの自主権は十分担保されたものでした。

しかし、全日本の心あるロータリアンの働きにより、1989年版手続要覧に「決議23-34の本文（Text of Resolution 23-34）」として復活します。

1995年版手続要覧で、「社会奉仕に関する1923年の声明」とされ「決議」が「声明」（Statement）に格下げされてしまいます。

そして、昨年（2019年）発行されたた手続要覧では以下のような重大な変更がなされました。

その（5）において「各ロータリクラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を選ぶことについて絶体的な権利をもっている。しかしいかなるクラブもロータリーの目的を無視したり、ロータリクラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。

— 明石は子午線の町です。時間を守りましょう —

そしてR Iは一般的奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆をあたえることはあっても、どんなクラブの、どんな社会奉仕活動にも、それを命じたり、禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする」とありましたが、2019年版手続要覧では「命じてはならない」の文言が削除されています。これはどのような意図があって削除されたのでしょうか？ 既に、2007年、ロータリー章典で、R I理事会により、この文言削除がなされています。このような大切な文言が、その年度の理事会の判断で削除されたことは納得できません。

そして、手続要覧原本（英文）でこの削除がなされたのは、2019年版からです。

過って、R Iが3H運動、ポリオプラス運動を提唱し各RCに寄付を要請してきた時、我々は、この上意下達ともいべきR Iの要請は、前述の決議23-34の(5)の趣旨(クラブ自主権)に相違するものだとしながらも、その人道支援という大儀には逆らえず、任意で寄付を行ってきました。しかし、ポリオ撲滅ははまだ達成できておらず、2016年の規定審議会で「R Iの最高目標はポリオ撲滅である」が決議されました。今回の「削除」は財団への更なる寄付要請強化の前兆ではないでしょうか。

勿論、我々は人道的支援という問題に対して、無関心ではられません。任意で、分相応の拠金はあってしかるべきだとは思いますが、上意下達という手段が更に強えられるようなことは、あってはならないでしょう。約90年間我々が心の拠所としてきた、「クラブの自主権」は、ロータリーの最大の魅力であり、堅守すべきです。

今回の削除は、大切なクラブ自主権の一角が切り崩されたように思います。正に「苦悩する決議23-34」です。

決議23-34の中には、現状にそぐわない事項も幾つかあるでしょうが、基本的な部分を変えてはいけないと思います。不易流行です。

「声明1923」において、その(3)としてR I存在の目的は a) ロータリーの奉仕の理念の育成と普及 b) ロータリクラブの設立、運営の管理 c) 一種の情報交換所として、各クラブの諸問題を研究し云々、とあります。

また、「R Iは全世界のRCおよびローターアクトクラブの連合体である」とR I定款に明記されています。

更に、「声明1923」の6)のg)には「クラブとしての団体奉仕(We serve)は、ロータリアン個々に奉仕の訓練をする場であり、個々の奉仕(I serve)のほうが、よりロータリーの精神にかなっている」との趣旨の記述があります。

近年、会員増強のため、種々の規定が緩和され、定款、細則の幾つかの事項に齟齬がみられるようになり、2016年の規定審議会で「R Iとロータリー財団の組織統括を見直すため外部のコンサルタント会社を雇い調査、検討する」との決議が採択されました。第三者にロータリーの理念が分るはずはありません。財団がR Iの一部門であることはR Iの定款、細則で決まっています。それをどうしようと言うのでしょうか。「R I理事会様しっかりしてください」と言いたいです。

明石は子午線の町です。時間を守りましょう